

令和2年11月18日
(令和3年3月11日改訂)
(令和3年3月22日改訂)
(令和3年4月12日改訂)
(令和3年5月14日改訂)
(令和3年5月27日改訂)
(令和3年6月21日改訂)

北海道大学新型コロナウイルス感染症対策本部

北海道大学の行動指針レベル2における基本的行動及び各行動の運用・詳細

令和3年6月21日から「新型コロナウイルス感染拡大防止のための北海道大学の行動指針（以下「行動指針）」をレベル3からレベル2へ引き下げます。

これに伴い、本学構成員が感染予防および感染拡大防止の観点から行う基本的行動と「行動指針」に定める各行動の運用や詳細を示します。

なお、政府や北海道からの要請、今後の感染状況等を踏まえ、各行動の運用・詳細は適宜見直すこととします。

1. 基本的行動

- 基本的な感染拡大防止対策として、「人と人の距離の確保」「マスクの着用、咳エチケット」「手洗いなどの手指衛生」を徹底する。
- 感染拡大のリスクがある「三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）」の環境を避けるとともに、屋内ではたとえ気温が低い場合であっても、十分な換気を行う。
- 同居していない方との飲食は控える。
- 感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。
- 自身の体調を管理し、発熱等の風邪の症状がある場合は、登校・出勤を行わない。
- 感染拡大地域への訪問は、行先などを慎重に検討する。
- 不要不急の外出や都道府県間の移動を控える。
- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来は厳に控える。
- 海外渡航及び日本への入国の制限については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための海外渡航及び日本への入国の制限について（令和3年

5月27日)」(本学ホームページ URL : https://www.hokudai.ac.jp/covid-19/pdf/20210527_01.pdf) を参照。

- 国や北海道等から移動・行動等に関する要請があった場合は、要請に準じた行動を行う。
- 利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待される「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」を適宜活用する。
- その他の感染拡大防止対策の詳細については、「新型コロナウイルス感染予防について」(新型コロナウイルス感染症教職員向けページ : <https://www.hokudai.ac.jp/covid-19/staff.html>) を参照。

2. 「行動指針」に定める各行動の運用・詳細

(1) 研究活動

- 研究活動は、感染拡大に最大限配慮して行う。
- 研究室等での研究活動は、最低限の滞在時間となるように計画を立てて行う。
- フィールド実習など学外等での研究活動は、「1. 基本的行動」に留意して行う。
- 上記のほか、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」に基づき、「研究活動における感染防止のための確認事項」(<https://www.hokudai.ac.jp/covid19/researchers.html>) に留意する。

(2) 授業 (講義・演習・実験・実習)

- 授業科目ごとの感染拡大防止対策を確認した上で、教室等において、「三密」を回避し十分な対策を講じていると部局長が判断する授業については対面で実施することができることとし、それ以外の授業についてはオンラインで実施する。

なお、やむを得ない事情により受講が困難な学生に対しては代替措置を講じるものとする。

- ※ 学部・学院等によっては、それぞれの教育の特性等により、上記取扱いとは異なる場合がある。

- 各種の入学者選抜については、感染症拡大防止措置を講じた上で、原則として募集要項に記載のとおり実施する。なお、今後、感染状況等の変化により変更する場合がある。その際には速やかに学内外に公表する。

(3) 学生の課外活動

- 本学が策定した「課外活動及び課外活動施設利用時の感染拡大防止対策の指針」に基づき活動計画を提出し、許可を受けた学生団体については、屋内外の団体練習を認める。
- 課外活動施設（屋内施設）については、施設ごとに定めた利用人数制限の範囲内で利用可能とする。
- 大会等については、当該大会等の感染防止対策が適切に取られていることや参加人数を必要最小限とすること等の一定の条件を満たし、支障がないと認められるものについては、顧問教員からの申請により許可する。練習試合や市外・道外への遠征（大会・公演以外のもの）については、大会等と同様の条件を満たすものについて、顧問教員からの申請により必要最小限の範囲で許可する。ただし、都道府県知事の要請内容により、活動地域を限定する場合がある。
- 合宿は当面禁止とする。
- 学生団体の参加者の中から感染者または感染が疑われる者を確認した場合は、当該学生団体の活動を停止する。ただし、本学において5人以上の学生のクラスターが発生した場合、その他本学が必要と認める場合は、全ての学生団体の課外活動を停止とする場合がある。
- 活動の前後を含め、学生団体としての飲食を伴う会合は禁止する。集団での飲食が発覚した場合には、当該学生団体を活動停止とする。

(4) 勤務体制

- 教員については、各部局等の実情を踏まえて、レベル2に伴う教育研究活動の維持に支障のない範囲で在宅勤務を実施する。その他の職員については、人との接触を低減するため、在宅勤務者の割合を3分の1程度とする。なお、業務運営に支障が生じない範囲で、在宅勤務者の割合を引き上げることも可能とする。また、期間中に行うべき重要な業務については、必要な感染対策を前提に、出勤率の例外として可能とする。（「新型コロナウイルス感染症の感染防止及び事業継続のための教職員の在宅勤務の実施について（令和2年4月17日海第秘第222号）」参照。）
- 公共交通機関を利用して通勤する者の感染リスクを低減するため、引き続き、時差出勤を活用する。
- 教職員の多数感染時に備え、業務の洗い出しによる優先順位の高い業務の選定、教職員が出勤できない場合の業務継続、やむを得ず業務を休止せざるを得ない場合に対外的影響を最小限にする方策について検討する。

(5) 会議等（研修、説明会を含む）

- 原則、オンライン会議やメール等による書面審議とする。
- やむを得ず対面により行う場合は、「出席者は最小限」「オンラインを併用」「広い部屋で出席者の距離を十分確保」「小まめな換気」「アルコール消毒液の設置」等の感染拡大防止対策を徹底する。

(6) 学外者のキャンパス入構

- 感染拡大防止措置を講じた上で入構を可能とする。

(7) その他

- 附属図書館は、感染予防対策を講じた上で開館する。
- イベント等の開催
 - ① イベント等は、原則、Web 会議ツール等を活用したオンライン開催とする。
 - ② やむを得ず対面により開催する場合は、「三つの密が発生しない座席配置」「人と人との距離の確保」「室内の換気」「手指の消毒、マスク着用」「参加者名簿の作成」等の感染対策を講じたうえで、部屋の収容人数の50%以内とすること。（北海道の定める上限人数内とすること）
 - ※ 学外者が本学施設を使用する場合においても、同様の対応を要請すること。
 - ③ 全国的かつ大規模なイベント等は、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期する。
 - ④ 不特定多数の者が利用する施設やイベント等は、北海道が推奨する「北海道コロナ通知システム」を適宜活用する。
- 保健センターを会場とする健康診断（放射性同位元素等取扱者の健康診断を除く）、健康診断追加項目、再検査は実施しない（レベル1以下の段階で実施予定）。
- 保健センターの診療について
 - 内科、精神衛生相談及びカウンセリングにおいては、感冒症状がある方の診察、カウンセリングを休止する。